

令和6年度

# 阪神北☆ 夢づくり応援事業

～ 補助のご案内～

阪神北地域の課題を解決し、よりよい  
地域づくりを目指す取組に対して補助します。



令和6年 申請書受付期間

**必着**

**3月22日(金)～4月22日(月)**

兵庫県 阪神北県民局 県民交流室 県民課

# ① 補助の要件

## 対象団体 次の要件を全て満たす団体であること

- ① 阪神北地域内(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)で活動している団体
- ② 組織、運営、代表者に関する事項を定めている団体
- ③ 宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを主たる目的としない団体、暴力団もしくはその統制下でない団体、その他公共の福祉に反する活動を行わない団体
- ④ 過去に当補助事業に3回以上採択されていない団体

## 対象事業 ※1団体1事業のみ申請可

事業内容・事業例	補助金
SDGsの推進、阪神地域ビジョン2050の実現を図るため 阪神北の地域資源を活用し、阪神北地域内外の交流促進や課題解決につながる事業 ～令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に実施され完了する事業～ <例示> ○ 地域の歴史、文化、豊かな自然などを活かし、まちのにぎわいを創出する事業 ○ 生活習慣の改善、フレイル予防など、あらゆる世代の健康を促進する事業 ○ 地域の伝統文化体験や学習を通じて、次世代へ継承する事業 ○ 災害に強いまちづくりなど、地域の防災に資する事業	上限 <b>20</b> 万円

### ▼以下に該当する事業は対象から除きます。

- ・ 宗教活動、政治活動、財産の形成、営利活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反するものや法律等に抵触する事業
- ・ 団体構成員のみが利益を受ける事業
- ・ 当補助金を活用した複数団体による合同開催事業
- ・ 同じ事業内容に対して、国、兵庫県（兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。）、市町から助成金・補助金を受けている事業や当該行政機関等からの委託事業

## 審査基準

### 1 内容

- ・ 地域課題に基づいた計画であり、地域資源を活用しながら、その解決に繋がるものであるか。
- ・ 事業テーマに沿った具体的なもので、実現可能性が高いか。
- ・ 単なる備品等の購入だけの事業となっていないか。
- ・ 地域の行事など従来から実施しており、新たな取組のない既存事業となっていないか。

### 2 効果

- ・ 従来活動に創意工夫を加え活動の拡がり期待できるものか。
- ・ 事業テーマに応じた効果が期待でき、他の団体のモデルとなるものか。
- ・ 広く地域住民が参加できるなど地域へ拡がり期待でき、地域活性化に繋がるものであるか。

### 3 将来性

- ・ 一過性の取組ではなく、継続性が見込まれるか。
- ・ 将来的に団体の自立・活性化が見込まれ、事業のさらなる発展が期待できるか。

## 補助経費

	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	・講師・一時保育者等への謝金(5万円上限)	・1人1回5万円以上の謝金 ・スタッフ・協働団体メンバーへの謝金
②旅費	・講師等交通費実費 ・活動に要するスタッフ交通費実費	・自家用車等での移動にかかる経費 (ガソリン代・駐車場代) ・乗車カード購入費 ・タクシー代
③広報宣伝費	・PR用ポスター、チラシ、パンフレット、冊子、のぼり等制作費	・スタッフ・協働団体メンバー等の関係者に依頼した場合にかかる経費
④需用費	・活動資材費 ・事務用品等消耗品費 ・資料コピー代 等	・備品購入費 〔1品5万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの〕 〔パソコン等長期にわたって反復使用するもの〕 ・参加者が負担することが妥当と考えられる経費 (調理実習等の食材費、工作体験等の材料費、テキスト代等) ・参加者粗品・景品代、手土産代、贈答品代等 ・食糧費(茶菓代、昼食代等) ・営利目的の販売に供する経費
⑤役務費	・郵送費、運搬費、イベント保険料 ・会場設営・撤去費 ・看板、のぼり等設置費 等	・当補助金申請事務にかかる経費 ・スタッフ・協働団体メンバー等の関係者に依頼した場合にかかる経費
⑥使用料	・会場・付属設備使用料 ・機器レンタル・リース料 ・バス借上料 等	・電話代 ・携帯電話等のリース料 ・プロバイダ利用料等
⑦委託費	・必要な業務を専門業者に委託する経費 (ホームページ作成・会場警備等) ※補助対象経費の1/2上限	・補助対象経費の1/2以上の委託費
⑧その他	・振込手数料(補助対象経費にかかる分) ・事業実施にあたり、必要性が明確に認められる経費	・団体の経常的な活動経費、運営費 (定例会議や事務所維持経費、人件費等) ・領収書がない経費、用途が不明な経費

※補助対象経費については、領収書またはレシートが必要(原本)。  
 ※領収書は、宛名が補助対象団体名のものに限りませう。  
 ※事業期間(事業着手年月日から事業完了年月日まで)内の支出に限りませう。

## ② 応募方法

●申請書受付期間: 令和6年3月22日(金)～令和6年4月22日(月) **必着**

※ 交付申請書類は、阪神北県民局のホームページからダウンロードできます。

●提出方法: オンライン(下記URL) または郵送

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1706773108903>



●郵送先・お問い合わせ: 兵庫県阪神北県民局 県民交流室 県民課

〒665-8567宝塚市旭町2-4-15 TEL:0797-83-3137 FAX:0797-86-4379

E-mail: [hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp](mailto:hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp)

※メールの件名は、「阪神北夢づくり応援事業についての問い合わせ」としてございませう。

## ③ 審査方法等

### (1) 審査方法

- 一次審査：書類審査
- 二次審査：プレゼンテーション審査

### ▶ プレゼンテーション審査実施日：令和6年5月30日（木）

※プレゼンテーション審査の詳細は、後日事務局から連絡します。

### (2) 補助対象事業等の決定

補助事業の採否と補助金額は、文書で通知します。  
審査結果により、不採択になる場合や補助金額が申請金額から減額になる場合もあります。  
採択事業は、団体名、事業名、事業概要、補助金額を阪神北県民局のホームページに掲載します。

## ④ 採択された場合

### (1) ビジョン推進チームへの参画

- ・採択団体においては、「阪神地域ビジョン推進チーム」として参画いただき、ビジョンの推進に向けご協力をお願いします。
- ・「報告・交流会」に必ずご参加ください。詳細については、後日事務局から連絡します。

## ⑤ 実績報告書の提出と補助金の支払い

### (1) 実績報告書の提出

事業完了後14日以内に実績報告書を必ず提出してください。なお、提出期限までに報告書の提出がない場合は、補助金交付決定の取消し、公表及び調査・報告を徴する場合があります。

### (2) 補助金の支払い

実績報告書を確認のうえ補助金額を確定し、補助金請求書により指定された口座へ補助金を振り込みます。必要と認められる場合には、一定額の前払いを行います。

## ⑥ その他

### (1) ホームページ等による事例の紹介

補助事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、事例集を作成し、兵庫県ホームページ等で紹介させていただきます。

### (2) チラシ等への記載

「阪神北☆夢づくり応援事業」による補助を受けている事業であることをPRチラシやパンフレット等へ記載してください。

### SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

